

大阪市北区役所と株式会社ドットコムホールディングスとの包括連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社ドットコムホールディングス（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、地域活性及び地域課題の解決をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 北区政及び区の施策に係る情報発信に関すること
- （2） 子育て支援に関すること
- （3） 地域活性化の支援に関すること
- （4） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より令和6年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示しないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年8月28日

（甲） 大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区長 前田 昌則

（乙） 大阪市都島区都島本通3丁目19番4号
株式会社ドットコムホールディングス
代表取締役社長 柳生 久理子